

○厚生労働省告示第六十一号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号の表の備考中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。  
 第四号の表を次のように改める。

地域区分		支 援 の 種 類	割 合	
一級地	児童発達支援（主として重症心身障害児以外の障害児を通		千分の千九十	
二級地	わせる指定児童発達支援事業所等において行う場合）	千分の千七十五		
三級地	放課後等デイサービス（主として重症心身障害児以外の障	千分の千六十六		

二級地	一級地	地域区分	四級地	五級地	六級地	七級地	八級地	九級地	十級地	十一級地	十二級地	十三級地	十四級地	その他
東京都	東京都	都道府県	害児を通わせる場合)											
武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市	特別区	地域												
			千分の千	千分の千九	千分の千十八	千分の千二十七	千分の千三十	千分の千三十三	千分の千三十六	千分の千三十九	千分の千四十五	千分の千四十八	千分の千五十四	千分の千六十

第五号の表を次のように改める。

五級地		四級地					三級地								
東京都	埼玉県	兵庫県	大阪府	京都府	神奈川県	東京都	兵庫県	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	兵庫県	大阪府	神奈川県	、西東京市
福生市、清瀬市	さいたま市、和光市	神戸市、尼崎市	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	京都市	横須賀市、逗子市	三鷹市、小金井市	西宮市、宝塚市	吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	名古屋市	横浜市、川崎市	八王子市、立川市、府中市、調布市	芦屋市	大阪市、守口市	鎌倉市	

八級地			七級地				六級地								
奈良県	大阪府	滋賀県	神奈川県	東京都	千葉県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	福岡県	大阪府	千葉県	大阪府	神奈川県
奈良市、大和郡山市	大東市、摂津市	大津市	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、座間市、綾瀬市	青梅市、東村山市、あきる野市	市川市、松戸市、習志野市、八千代市、四街道市	海老名市	昭島市、小平市、日野市、東久留米市	船橋市、成田市、浦安市、印西市	志木市	取手市、つくば市	福岡市	岸和田市、忠岡町	千葉市	門真市、高石市	厚木市

十二級地	十一級地						十級地				九級地				
宮城県	滋賀県	三重県	愛知県	千葉県	埼玉県	茨城県	大阪府	東京都	奈良県	兵庫県	大阪府	愛知県	神奈川県	千葉県	広島県
仙台市	草津市	鈴鹿市	豊明市	富津市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市、守谷市	松原市	東大和市	天理市	伊丹市	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市	刈谷市、豊田市	葉山町	袖ヶ浦市	広島市、府中町

十三級地

埼玉県	谷市、朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
千葉県	柏市
神奈川県	平塚市、伊勢原市、寒川町
静岡県	静岡市
京都府	宇治市
大阪府	羽曳野市、藤井寺市
兵庫県	川西市
福岡県	北九州市
北海道	札幌市
茨城県	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市
栃木県	宇都宮市
埼玉県	行田市、飯能市、加須市、東松山市、草加市、入間市、三郷市
千葉県	茂原市、佐倉市、市原市、白井市
東京都	武蔵村山市
神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市

十四級地															
栃木県	茨城県	宮城県	北海道	長崎県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	山梨県
鹿沼市、小山市、大田原市	龍ヶ崎市、筑西市	名取市、多賀城市	小樽市	長崎市	岡山市	和歌山市	大和高田市、橿原市	姫路市、明石市、三田市	河内長野市、柏原市、四條畷市、交野市、大阪狭山市	亀岡市、向日市、長岡京市、京田辺市	守山市、栗東市	津市、四日市市	岡崎市、瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市	沼津市、御殿場市	甲府市

滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	福井県	石川県	富山県	千葉県	埼玉県	群馬県
彦根市、長浜市	桑名市、名張市、伊賀市	山町、三好町 江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、豊 橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、	焼津市、掛川市、袋井市 浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、磐田市、	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市	長野市、松本市、諏訪市	福井市	金沢市	富山市	野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町	北川辺町、栗橋町、杉戸町 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、	前橋市、高崎市、太田市

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示さ

その他										
府県	全ての都道	福岡県	香川県	山口県	広島県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府
一級地から十四級地まで以外の地域	町、粕屋町	久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三瀨町を除く。） 、飯塚市（旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧穎田町を除く。） 、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、宇美町、粕屋町	高松市	下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町を除く。） 、周南市	廿日市市、海田町、坂町	橋本市	桜井市、生駒市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町	加古川市、三木市	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町	木津町

れた区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。